

のしろ地域振興券 取扱注意事項

※取扱事業所は、下記の事項を遵守ください。

1 取扱いにおける注意事項

- (1) 有効期限を過ぎた地域振興券は受け取らないこと。
- (2) 購入後の返品、現金との引き換えはしないこと。
- (3) つり銭は支払わないこと。
- (4) 取扱事業所において、地域振興券の使用対象とならない商品等を独自に定める場合は、あらかじめ使用者が認識できるよう明示すること。
- (5) 地域振興券の裏面には取扱事業所名を記入または押印すること。換金の際に記名のないものは換金できません。
- (6) 通常の注意をもってすれば、偽造されたものと判別できる等不正使用が明らかな場合は、地域振興券の受取を拒否するとともに、その事実を速やかに報告すること。
- (7) 取扱事業所は地域振興券を換金目的で購入してはならない。
- (8) 地域振興券取扱事業所ポスターを市民にわかりやすく、見やすい場所に掲示すること。
- (9) 地域振興券の盗難、紛失、滅失、または偽造、模造等に対して、発行者はその責任を負いません。

2 地域振興券の使用対象とならないもの

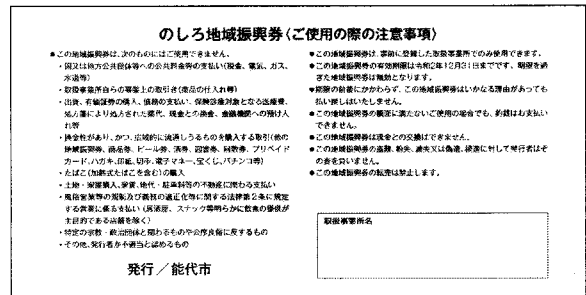
- (1) 国又は地方公共団体等への公共料金等の支払い（税金、電気、ガス、水道等）
- (2) 取扱事業所自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）
- (3) 出資、有価証券の購入、債務の支払い、保険診療対象となる医療費、処方箋により処方された薬代、現金との換金、金融機関への預け入れ等
- (4) 換金性があり、かつ、広域的に流通しうるものを購入する取引（他の地域振興券、商品券、ビール券、酒券、図書券、回数券、プリペイドカード、ハガキ、印紙、切手、電子マネー、宝くじ、パチンコ等）
- (5) たばこ（加熱式たばこを含む）の購入
- (6) 土地・家屋購入、家賃、地代・駐車料等の不動産に関わる支払い
- (7) 風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業に係る支払い（但し、居酒屋・スナック等明らかに飲酒の提供が主目的である店舗を除く）
- (8) 特定の宗教又は政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (9) その他、発行者が不適当と認めるもの

のしろ地域振興券の概要

地域振興券の見本



表



裏

●発行総額 / 7億4,880万円

1冊：1,000円券 × 13枚つづり (引換券1枚につき3冊まで)

※額面13,000円分を10,000円で販売いたします。

●販売期間 / 2020年8月1日(土)～8月31日(月)

●有効期間 / 2020年8月1日(土)～12月31日(木)

【問合せ先】 能代商工会議所
二ツ井町商工会

能代市元町11-7
能代市二ツ井町字比井野33

TEL 52-6341
TEL 73-2953